

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 15 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530076

研究課題名(和文) 保険契約における因果関係論の再構成

研究課題名(英文) Causation in Insurance Contracts

研究代表者

山本 哲生 (Yamamoto, Tetsuo)

北海道大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80230572

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：アメリカでは、原因の競合等の因果関係の問題につき、合理的期待に基づき事案ごとに妥当な解決を探るという方向性と、恣意性を排除し、明確な基準の確立を図るという方向性がある。後者の場合の基準としては、引き受けた危険の範囲内かどうかの問題になる。複数の原因間に相互関係がある場合には、相互関係を評価し、先行危険が現実化したかで判断することが考えられる。この解釈において、作成者不利の原則などの契約解釈準則にどの程度依拠するかは、原因の競合を最終的には契約解釈が尽きたところでの何を原因とみるかの問題と位置付けるかどうかによる。これは機能的には、解釈準則での処理が妥当かによる。

研究成果の概要(英文)：In the United States there are two approaches to resolving the conundrum on multiple causes in insurance contracts. One approach intends an appropriate result under the circumstances according to the reasonable expectations of parties to an insurance contract in each case. Another approach intends denying an ad hoc thinking and establishing a clear criterion for judgement. By one criterion in the latter approach the key is whether the cause is within the scope of the risk which an insurer assumes. When the two causes are dependent on each other, the antecedent cause is the cause of the loss if the risk of the antecedent cause materializes. What role the rule of contra proferentem on the interpretation of contracts plays depends on whether the multiple causes problem is placed ultimately as the matter of interpretation of contracts or as the matter of facts. Functionally this depends on whether the proper resolution can be accomplished by the rule of contra proferentem.

研究分野：商法

キーワード：民事法学

1. 研究開始当初の背景

保険契約における因果関係はいろいろな局面で問題となるところ、危険と保険事故、保険事故と損害との間に、どの程度の可能性があれば因果関係があるといえるかについては、判例では相当因果関係があればよいとされている。その上で、典型的な問題の1つとして、ある保険事故等の発生につき保険者免責となる危険と保険者有責となる危険の双方が関与しているときに、保険者は責任を負うかどうかという問題がある。この問題については、約款の趣旨から判断するのが一般的な考え方であるが、約款の趣旨として重視されているのは、非担保危険(契約上明示で免責されているわけではないが、担保事由ではない危険)なのか、免責危険(契約上明示で免責された危険)なのかという点であり、免責危険が関連する場合には保険者免責を認める傾向が強い。

因果関係については、種々の議論がなされているが、そもそもの相当因果関係の内容が確立しているわけではなく、また、上記の問題につき、なぜ非担保危険と免責危険を区別し、免責危険が関連している場合に保険者の免責を認めるかの実質的説明はなされていないとの指摘がある(山下友信・保険法(有斐閣、2005)383頁以下)。このように因果関係論は古くから議論されており、非常に議論が錯綜している反面、実質的な論拠は必ずしも明らかになっていない状況にある。

2. 研究の目的

保険契約における因果関係の問題は、保険者が原因の競合などの事例においてどこまで責任を負うかの問題であるから、保険契約における担保範囲の設定の問題であるという視角がありうる。この視角からすれば、従来論じられていた問題は、契約で担保範囲が明確に定められていない場合に、どこまで保険者が責任を負うかという契約の合理的解釈の問題であるということができる。

本研究は、このような視角の適否も含めて、契約解釈としてとらえた場合には、担保範囲の契約解釈において考慮すべき要素は何かを明らかにし、また、契約解釈ではないとした場合に因果関係は何の問題であり、考慮要素は何かを明らかにすることを目的とする。その上で、因果関係に関する問題についての合理的な解釈のあり方を探る。

3. 研究の方法

従来の我が国における因果関係についての議論を整理した上で、アメリカを素材として比較法的研究を行う。アメリカでの議論について、因果関係の問題が法的にどのように位置づけられているか、いかなる要素が考慮要素とされているかに留意しつつ、整理、分析し、検討を行う。

これを参考としつつ、日本法において、保険契約における因果関係の問題をどのよう

に位置づけることが適切であり、何を考慮要素として具体的問題の解決を図るべきかを検討する。

4. 研究成果

(1) 具体的問題として、保険者の担保事由と、免責事由または非担保事由とが競合して結果が発生した場合に、保険者は保険金支払義務を負うかどうかという場面を取りあげる。原因の競合については、代表的には、2つの事案類型があることが指摘されている。1つは、疾病の発作のために、自動車の運転ミスによる事故が起こり、傷害を受けたというように、1つの事由が原因となって、他の事由が生じ、それが結果発生につながったという類型で、前後継起的因果関係(因果連鎖ということもある)などといわれる。もう1つは、普通であれば傷害など生じないような軽度の交通事故が起こったところ、骨の疾病にかかっていたので、骨折等の傷害が生じたというように、複数の原因のうちの1つだけでは結果は発生しなかったが、両者が協働することで結果が生じたという類型で、補完的因果関係(同時協働的因果関係ということもある)などといわれる。まず、このような原因の競合についてアメリカの議論を分析する。

(2) 因果関係が問題となる事案の類型に応じた分析がなされてきているが、判例では、類型に応じた判断が少なくとも明示的にはなされているわけではない。事案の類型との対応は措くとして、複数の事由が問題になる場合の判例のアプローチとしては、主に3つがあげられる。すなわち、保守的アプローチ、近因アプローチ、リベラル・アプローチである。

保守的アプローチは、複数の事由の中に免責事由が1つでもあれば免責というものである。保守的アプローチの考え方は一言でいえば、免責条項を置いた保険者の意図を重視するというものである。保険者は部分的にでも免責危険によって生じた損害については支払うことを契約していないのだから、担保危険と免責危険が協働したときは、免責となるとする。しかし、最近では、保守的アプローチはあまり支持されていないようであり、その最も大きな理由は、被保険者の合理的期待を裏切るということである。

近因アプローチは、アメリカで最も主流を占めるものである。複数の原因のうち、近因であるものに従うということであり、担保事由が近因であれば保険者有責であり、免責事由が近因であれば保険者免責となる。近因をどのように捉えるかについては、周知の通り、もともとは時間的に保険事故ともっとも近接した原因が近因と理解されていたが、現在ではそのような理解ではない。判例でもよくみられる理解の1つに、後続の危険事故を生じさせた原因というものがある(これを起動的近因ということとする)。ただし、これ

は因果の連鎖のようなケースでは妥当し得るとしても、補完的因果関係のようなケースにはうまく当てはまらない。起動的近因の他に、よくみられる理解として、結果発生に対して支配的な原因を近因とする理解もある（これを支配的近因ということとする）。ただ、支配的近因の内容は必ずしも明確ではない。たとえば、支配的近因は、その危険だけでも損害を生じさせるに十分であったであろう危険で、新たな介入原因なしで損害を生じさせる危険といわれることもあるが、このような考え方では、単独では損害を生じさせることのない複数の原因が同時に協働して損害を発生させた場合には、支配的近因はないことになる。しかし、このような場合も支配的近因は用いられる。また、予見できない状況が加わらなければ結果が予測できるものといわれることもあるが、予見可能性は保険契約では重要ではないともいわれる。

このように近因の理解は確立したものとはいえない。ただ、近因で処理することの意義に関連して、重要な判決として、Bird v. St. Paul Fire & Marine Ins. Co., 120 N.E. 86 (N.Y. 1918)がある。船舶の火災損害についての保険契約。爆発による損害についての免責条項はなかった。貨車の下から発火し、貨車に積まれていた爆発物が爆発した。この爆発により他の火災が発生し、その火災がまた別の火災およびダイナマイト等の爆発物の大爆発を引き起こした。この爆発により大気が振動し、1000 フィート離れたBの船に損害を与えた。火は船には達していない。第二の爆発による振動のみで損害は生じた。この損害は火災保険でカバーされるかが問題となった。

Cardozo 判事は、本件の船舶の損害が火災による損害といえるかにつき、空間の要素、すなわち船舶が火災現場から離れていたことが考慮されるかどうかの問題であるとして、大要、次のように述べた。近因の一般的定義は助けにならない。指標となるのは、通常のビジネスマンが通常のビジネスの契約をするときの合理的期待と目的である。重要なのは、表示された、あるいは公正に推測される、その意思である。問題は契約当事者がどこまで含めることを意図していたかである。結論として、契約の想定範囲内であるものだけが近因であるから、火災は保険目的物に達するか、直接または間接の損害が発生することが合理的である程度に目的物に近接しなければならぬとして、本件の保険契約での意味における火災による損害であるとはいえないとした。

Bird 判決に対して、この判決は近因のルールに代わるものであり、何が原因かではなく、何を原因と考えるべきかを問題にするという評価がある。この評価は、近因の問題は事実として、どのような因果経過で結果が生じたかについての法的評価の問題であるという理解に基づいて、契約当事者の合理的期待

に基づいて近因を判断することは、本来の近因の問題とは異なるという趣旨のようにみえる。契約当事者の合理的期待の問題という位置づけは、契約解釈の問題という視点と整合的である。Bird 判決で問題になっているのは、空間的に離れた場所での火災を損害の原因ということができるかであり、遠隔性が問題になっているように思われる。Bird 判決が行っているのは、保険契約における「火災による損害」に、空間的に離れた火災による損害が含まれるかを、契約解釈として契約当事者の合理的期待から判断するということである。事実的因果関係について、契約解釈を通して法的評価を行ったといえ、契約当事者の合理的期待を基準とすることと、事実として何が原因かを基礎とすることは必ずしも矛盾するものではない。

もっとも、原因の遠隔性については、契約当事者が考慮しないであろう原因は遠因であると解釈することはそれほど不自然ではないように思われるが、たとえば、原因の競合につき、契約解釈の問題、合理的期待の問題として扱うことが妥当かどうかは1つの問題である。契約で定めた担保危険、免責危険の双方が結果発生に関わっているとして、契約上の担保危険、免責危険に該当するかどうかは契約解釈の問題であるが、それらが競合した場合にどう法的に扱うかは、契約でそこまで規定していないのであれば、契約解釈の問題ではないとも考えられる。いずれにせよ、合理的期待によるということ正面から認めるかどうかは別として、最近では、原因の競合を近因アプローチで処理することの大きな長所は保険契約者の合理的期待に沿うところであるという評価が多い。

そのような評価として、このアプローチは契約者の合理的期待を尊重し、保険者に非良心的な利益を許さないことだけでなく、あいまいさは被保険者に有利に、保険者に不利に解釈することの合理性からも正当化されるなどといわれる。しかし、近因による解決については、その不明確性、恣意性に対する強い批判があり、次のようにいわれる。因果経過の中から1つの原因を近因として選ぶことは、しばしば、衡平に基づいた正義の感覚を忍び込ませ、結果の予測可能性に影響を与える。近因の選択に一貫性がないため、体系的なレベルでは、まったく公正ではない。これに対しては、近因アプローチの支持者からは、次のようにいわれる。契約当事者の合理的期待を有効にするための柔軟な解釈ルールである。これらの因果関係の問題は最終的には常識と合理的判断によって解決されねばならないものであり、素人が経験を積んだ裁判官と同様に有能である問題であるとして、むしろ柔軟性を積極的に評価する。

リベラル・アプローチは、複数の原因のうち、担保事由が1つでもあれば保険者の責任を認めるものである。利点として、被保険者にとっては支配的な近因を示す必要がな

いこと、結論が一定しているという正確性により費用を削減すること、被保険者の合理的期待が有効になることも多いことがあげられる。また、保険者が免責危険との間の、必要で十分な事実上の因果関係を確立することができないのであれば、保険担保を認めることは、健全な引き受けの原則とも一致するともいわれる。他方、欠点として、保険者はそのような広い担保を意図していなかったこと、免責条項を注意して読んでいた被保険者に合理的期待がなくても補償が認められることがあげられる。

リベラル・アプローチを採用し、後に、その射程を限定したことで、アメリカでの議論に大きな影響を与えたのが、カリフォルニア州の判例である。まず、State Farm Mut. Automobile Ins. Co. v. Partridge 判決 (514 P.2d 123 (Cal. 1973))。P は、ピストルの引き金がすぐひかれる状態にピストルを調整していた。友人 V 等を自動車に載せて運転し、荒い運転の衝撃でハンドルの上に置いていたピストルが発射され、V が撃たれた。P は自動車保険と住宅所有者保険に加入していた。住宅所有者保険の責任保険には自動車免責条項があった。どちらかの保険がカバーするのか、両方がカバーするのかが問題になった。

カリフォルニア州最高裁は次のように述べて、両方の保険会社の責任を認めた。「被保険者の責任が非自動車関連行為から生じ、かつ、自動車の使用とは独立して存在している限り、住宅所有者保険はその責任をカバーする。」「改造銃を友達に貸したところ、友達が自動車を過失があるように運転し、銃が発射され、同乗者を傷つけたとする。P と友達は伝統的な共同不法行為者であり、両者が責任を負う。この場合、P の責任は住宅所有者保険でカバーされ、友達の責任は友達の自動車保険でカバーされる。この点からみると、原告は単に両方の過失行為が一人の不法行為者によって行われたことを理由として住宅所有者保険における責任を逃れようとしているということが出来る。このような偶然によって非自動車関連のリスクから生じた被保険者の責任をてん補する保険者の義務が否定されることはない。」

カリフォルニア州では、Partridge 判決以前に、排水管の破損による水漏れ(担保事由)が地盤沈下(免責事由)を引き起こし、それにより家が損害を受けたという事案で、排水管の破損による水漏れを近因として担保を認めた Sabella v. Wisler 判決 (377 P.2d 889 (Cal. 1963)) があった。Partridge 判決は、Sabella 判決につき、注で、Sabella 判決の事案ではパイプの破損が地盤沈下という他の原因を生じさせたのだから、効果的原因という用語法は、有効であるが、本件では、両方の原因が互いに独立しているから、その用語法は有効ではないとした。

これに対して、Garvey v. State Farm Fire

& Cas. Co. 判決 (770 P.2d 704 (Cal. 1989)) は、住宅所有者保険において、家屋の損害に関する原因の競合につき近因で判断するとした。まず、責任保険と第一当事者財産保険を区別し、後者については近因とする。また、本件は Sabella 判決の事案であるとして、Partridge 判決と区別する。複数の原因が発生と作用において独立していなければならないという原審の理解を挙げ、結論として本件は Sabella 判決と同じ事案とする。この点、Partridge 判決は、Sabella 判決の事案は、担保原因(パイプの破損)が免責原因(地盤沈下)を生じさせたものであることを指摘して、事案が異なるとする。この点からみれば、Garvey 判決の事案は、建築業者の過失により、地盤の動きが生じたものでも、逆でもない。建築業者の過失により建物が地盤の動きに耐えられなかったというものである。これは見方によれば、建築業者の過失と地盤の動きという独立した原因が協働して作用したともいえそうである。しかし、Garvey 判決はそのような見方をするものではない。ポイントは、複数の原因が「必然的に他の原因が作り出した条件に基づいて作用するもの、他の原因を促進するもの、他の原因に内在する損害の可能性を現実化するもの」であれば、独立していないというところである。建物の強度不足という建築業者の過失は、必然的に地盤の動きに基づいて作用する、あるいは地盤の動きに内在する危険を現実化するものにとらえている。

(3) アメリカの議論の近時の大きな対立軸として、合理的期待等に基づき事案ごとに妥当な解決を探るという方向性と、恣意性を排除し、明確な基準の確立を図るという方向性がある。後者を志向する場合の、基準の考え方としては、契約の趣旨からすると、引き受けた危険の範囲内かどうかというのは合理的であろう。この観点から、因果連鎖と補完的因果関係で分けることの意味を考えてみる。

因果連鎖とは原因の発生において相互関係があるということである。したがって、相互関係の評価で決めるという考え方が出てくる。評価の視点の1つが、後行の事由は先行の危険の範囲内にあるか、言い方を変えれば、先行の危険が現実化したものと評価できるかどうか。このように評価できる場合には、先行危険が担保されているか免責されているかで決まる。危険の現実化というような関係がない場合には、先行危険が現実化したものではないから、後行原因で決めると考えられる。

補完的因果関係とは、原因の発生において相互関係がないということである。作用において協働した場合といえる。発生において相互関係はないとしても、原因の性質上相互関係がある場合(Garvey 判決)、現実化した危険により決めることはありうる。つまり、原因の発生において相互関係がなくとも、何ら

かの相互関係があるのであれば、その関係を評価して決めることはありうる。こういう評価の対象となりうる相互関係がないのであれば、支配的原因、合理的期待等の基準により何らかの処理をすることになる。

引き受けた危険の範囲内かどうかの判断は契約解釈の問題とすることができるので、その判断では、具体的な免責条項等の趣旨、それらを含めた保険契約の趣旨は当然考慮すべきことになる。ここで作成者不利の原則、アメリカでいえば契約当事者の合理的期待保護の法理などの解釈原則を大きく持ち出すかは、理論的には、原因の競合は最終的には契約解釈が尽きたところでの、何を原因とみるかの問題とどうか、すべて契約解釈問題に包摂されるといふかによる。実質的には、まさにこれらの解釈原則で処理することを妥当とみるかどうかによる。いずれにしても、現在では、海上保険は別として、消費者向けの保険については保守的アプローチは裁判所の支持は得られにくいように思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計9件)

山本哲生、損害保険、第21条(保険給付の履行期)、山下友信、永沢徹編著、論点体系保険法1、第一法規、査読無、2014、49 - 59、198 - 206

山本哲生、第52条(保険給付の履行期)、第53条(強行規定)、第81条(保険給付の履行期)、第82条(強行規定)、山下友信、永沢徹編著、論点体系保険法2、第一法規、査読無、2014、160 - 164、165 - 166、373 - 374、375

山本哲生、手形を所持しない者の裁判上の請求と時効の中断、手形小切手判例百選(第7版)、査読無、2014、156 - 157

山本哲生、運行供用者責任と責任能力、損害保険研究、査読無、76巻2号、2014、293 - 310

山本哲生、外来の事故と吐物誤嚥、ジュリスト、査読無、1466号、2014、116 - 117

山本哲生、不告知事実と死亡原因との因果関係の有無、保険事例研究会レポート、査読無、275号、2014、1 - 11

山本哲生、保険金受取人による被保険者の故殺、生命保険論集、査読無、185号、2013、43 - 145

山本哲生、巨大災害・巨大リスクと法制度、保険学雑誌、査読無、620号、2013、43 - 62

山本哲生、消費者契約法における誤認に基づく取消しの対象、北大法学論集、査読無、63巻3号、2012、968[1] - 934[35]

[学会発表](計2件)

山本哲生、2013年度日本保険学会シンポジウム司会「保険取引からみた債権法改正」、

2013年10月26日、愛知学院大学(愛知県、日進市)。

山本哲生、2012年度日本保険学会シンポジウム報告「巨大災害・巨大リスクと法制度」、2012年10月21日、日本大学(東京都、世田谷区)。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山本 哲生 (YAMAMOTO, Tetsuo)

北海道大学・大学院法学(政治学)研究科・教授

研究者番号：80230572